

Ⅲ 指定の変更・廃止等について

1 指定内容及び加算に係る変更届出

(1) 指定内容の変更手続きについて

事業所や運営法人の名称・所在地、法人代表者・管理者・サービス管理責任者等に変更があった場合は、**変更の日から10日以内**に変更届出書を提出する必要があります。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。

※電話・FAX番号、メールアドレス等の変更は届出事項ではありませんので、変更届出書の提出は不要ですが、電話やメールによりお知らせください。

(支給決定市町にも連絡してください。)

(2) 加算内容の変更手続きについて

加算を新たに算定する、加算の内容を変更する、加算を終了するにはいずれの場合も「介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。（届出を必要とする加算に限る。）

毎月15日までに届出があったものについては翌月から、16日以降の届出に関しては翌々月からの適用となります。（新たな加算の算定、上位の加算区分への変更の場合。）

加算の算定の終了、下位の加算区分への変更の場合は、16日以降の届出であっても該当月からの適用となります。

なお、加算の算定については、あらかじめ届出が必要な加算と届出を要しない加算があります。報酬告示の中で「・・・に適合している（実施している）ものとして都道府県知事に届け出た・・・」と記載のあるものはあらかじめ届出が必要な加算です。詳しくは報酬告示をご覧ください。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。